

懲戒免職処分の取消判決に伴う適切な措置を求める声明

自治労鹿児島県本部

執行委員長 榮留道夫

阿久根市職員労働組合

執行委員長 花木伸宏

2010年4月9日、鹿児島地方裁判所は、2009年7月31日付けで阿久根市長が組合員に対して行った懲戒免職処分を取り消す判決を下した。

この判決は、阿久根市長が行った処分が、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を逸脱・乱用した違法なものであるとして、厳しく指摘して取り消したものである。

この判決により、処分を受けた組合員は、処分があった日にさかのぼって、職員としての身分を保有することとなった。したがって、市当局には、判決を踏まえて速やかに同組合員を復職させ、適切に措置すべき義務が発生する。

この処分については、2009年10月、鹿児島地方裁判所において懲戒免職処分の効力を停止する決定が出されたにもかかわらず（2009年12月4日福岡高裁宮崎支部で確定）、これまで、阿久根市においては、復職に関する手続は行われず、具体的な措置は何ら執られていない。また、未払給与の支払を求めた訴訟においても、市へ支払を命じる判決が出されたが、これに従わず、市の財産が差し押さえられるという前代未聞の事態が発生している。さらに、労働基準法違反の疑いで、阿久根市長及び阿久根市に対して刑事告発もなされている。

これらのことにより、阿久根市においては違法な状態が継続し、地域における法秩序は崩壊しているといつてよく、行政への信頼は失墜している。その責は一にかかって、阿久根市長の法を無視する姿勢に帰せられる。

阿久根市長は、これまで、あたかも、自らを法に超越した神の如くその判断の絶対性を主張している。更には、「命令に従わない職員は辞めてもらう」「市長就任以来の妨害勢力を一掃する」などと職員を威嚇してやまない。

その姿勢からは、法律による行政執行はおろか、法の支配に服すべき人間社会の構成員としての自覚さえ看取されない。そして、この間、法を無

視し人権を蹂躪し続ける阿久根市長の暴挙・暴力により、組合員が被った損害は回復しがたいほどに拡大してきている。このことは、極めて遺憾なことであり、改めて強い憤りを禁じ得ない。

我々は、阿久根市長が本判決を真摯に受け止め、規範意識に目覚めるとともに、これ以上行政への不信、地域の混乱を招かないため、控訴することなく本判決を受け入れ、速やかに組合員の復職について適切な措置をとるようここに求めるものである。

仮に、阿久根市長が本判決を受け入れず無視するようであれば、我々は、組合員の復職、行政への信頼の回復を求めてさらなる取組を進めていく覚悟である。

今回の判決にこれまでご尽力いただいた関係各位に対し深甚の謝意を表しながら、さらにご支援、ご協力をお願いする次第である。

2010年4月9日